# 金文に見る古代語の文字表現(一)序論 なぜ古代語なのか

## 高 島 敏 夫

## 古代語という概念について

古代語という言葉を使うに當たって、その意味するところ〔概念〕について一通りのことを記しておきたい。ここに「古代語」と呼ぶものは、古代社會において用いられていた文語的な口頭言語〔雅語〕ののは、古代社會において用いられていた文語的な口頭言語〔雅語〕のと呼び、「文字言語」と區別することにする。これまで漠然と「文字言語」と呼ばれてきたものとは次元が違うことを特に意識してそう呼ぶのでと呼ばれてきたものとは次元が違うことを特に意識してそう呼ぶのでとになる。雅語という呼称は言語學者たちが用いている術語にしたとになる。雅語という呼称は言語學者たちが用いている術語にしたとになる。雅語という呼称は言語學者たちが用いている術語にしたとになる。雅語という呼ばには同じ意味で「祭祀言語」と呼ぶものだが、私自身は時には同じ意味で「祭祀言語」と呼ぶも考えた場合にそうするのである。

用いられる文語的な口頭言語〔雅語〕があること知ったのがきっかけ口頭言語には、いわゆる話し言葉〔俗語〕とは別に、特別な時だけに「文字言語」という語が曖昧に使われてきたことに氣付いたのは、

立命館白川靜記念東洋文字文化研究所紀要

を言語場に則して分析するという方向に進めていけるからである。を言語場に則して分析するという方向に進めていけるからである。無文字社會にも文語的な口頭で發せられる場、いわば直かの言語場、始するのではなく、言語が口頭で發せられる場、いわば直かの言語場、始するのではなく、言語が口頭で發せられる場、いわば直かの言語場、始するのではなく、言語が口頭で發せられる場、いわば直かの言語場、だちる言語場を想定することを通して、文字に託された言葉そのものできる言語場に則して分析するという方向に進めていけるからである。無文字社會にも文語的な口頭言語〔雅語〕があるということである。無文字社會にも文語的な口頭言語〔雅語〕があるということである。

るかという問題は、輕々に判斷できる性質のものではないが、私見にである。どのあたりからいきなり文字で記す「文字言語」の時代になて、である。どのあたりからいきなり文字で記す「文字言語」の時代と考えてよさそう代や戰國時代の竹簡あたりまでは「古代語」の時代と考えてよさそうになる前の時代に當たるので、初期の漢字である甲骨文〔殷代〕や金になる前の時代に當たるので、初期の漢字である甲骨文〔殷代〕や金になる前の時代に當たるので、初期の漢字である甲骨文〔殷代〕や金になるがという問題は、輕々に判斷できる性質のものではないが、私見に

## 金文に見る古代語の文字表現(一)序論 なぜ古代語なの

擧げながら分かりやすくかみ碎いた言葉で述べられているので、 そのものを捉え損なうという現象にしばしば打ち當たるからである。 頭で發せられた場面を具體的に想定しないと、文字の示す言語の意味 それというのも、 については、 ためには、 後ほど改めて話題にするが、「反訓」という訓詁上の現象を理解する よれば、 いという現象などは、そのことをよく物語っていると思われる。「雅語 ので、「古代語」の時代であったと見た方が適切であろうと考えている。 頂ければ理解が深まると思う。 いわゆる諸子百家の時代はまだ「古代語」 言語場を具體的に想定することによってしか説明ができな 西田龍雄·河野六郎 諸子百家に見える文字〔というよりも言語〕 『文字贔屓』 (三省堂) の特徴が見られ で具體例を が、 お讀 П

れ、あたかも存在しなかったのだが、前述の言語學者たちれ、あたかも存在しなかったかのように思われてきたのは、文字で記には見えず、現代社會でそうするようにいきなり文字で記したかのように思われたからである。これまで「文字言語」という言葉があたかも自明であるかのように用いられてきたことがそのことをよく物語も自明であるかのように用いられてきたことがそのことをよく物語の議論を目にしてからは、それまで不可解だったことが一気に氷解するにいたった次第である。

翻って考えてみれば、文字が生まれた時に記された言語が、話し言

ことにする。 とを例に上げて、 になることが多い。 するところが同一になるわけではなく、立場の違いによって逆の意味 ような場では、 ているわけである。一言でいえば言語場に共在することになる。この 祀儀禮の場で直かに發せられたものである。そして、言葉を發する側 合う必要があるということである。 と向き合うというよりも、 となく發せられた言語であるということを念頭においた上で、「文字」 的な口頭言語を記錄したものであるから、もともと文字を想定するこ も簡單に記しておきたい。それらは無文字社會にすでに存在した文語 骨文・金文・竹簡・諸子百家等々〕を讀む際に注意すべき點について る雅語を文字化したもの」であるが、「古代語」 付けてきたのである。今ここに「古代語」と呼ぶものは「古代におけ うことを想像すらせずに、 普遍的に存在する「雅語」というものが古代中國にも存在したであろ 葉ではなく文語文であることには氣付いていながら、 (話し手) も、發せられる言葉を受ける側 (聽き手) も同じ場に立ち會っ 同じ言葉が、發する側と受ける側とでは、 「古代語」の言語場を理解するための參考に供する 例えば金文に頻繁に出てくる、「受と授」、「學と教 自明のごとく「文字言語」という言葉で片 「文字」の背後にある言語そのものに向き 言葉はしかるべき場、すなわち祭 時代の文字資料 無文字社會にも 言葉の意味 审

「受」一字(一語)で表わすのである。王から受けられた賜物を、臣賜物を王が「授ける」ことも行なわれる。その「授ける」の意味を王が臣下を表彰する場では、臣下の功績を讚える言葉だけでなく、

今はもう一つだけ興味深い例を擧げてみることにする。 解しているのである。このような例が金文には多數見られるのだが、を付けて區別するのが約束事になっている。だが、その場に立ち會っを付けて區別するのが約束事になっている。だが、その場に立ち會っを付けて區別すると、めの差異をはっきり區別するために、前者の場合は「でいるがではそれを「受ける」のである。現在の言語習慣では、それぞ下の方ではそれを「受ける」のである。現在の言語習慣では、それぞ

とがある《也殷》。 學ぶ〕」としているだけでなく、 なメンズハウスを示す字形であるが、そのような場では、「學ぶ」 通りであるが、「教える」の意味で使われる場合もある。 たこともこのことを示している。 左側は甲骨文では、 示する場合があって、 いるという現象が見られる。 [人名]」の場合にも「學射 。銘文には、射を學ぶ側の「小子・服・小臣・夷僕」が 「學」という文字(語)が「學ぶ」の意味に用いられるのは周 「教える」場合も同じ「學」という語で表わされるのである。 學ぶの意ではなく教えるの方の意味であることを字形上でも明 現在我々が新字として使っている「教 新字形の その時は「攴」を付加した「斅」と書かれるこ 〔射を學ふ〕」という文字(語)を用いて 學という文字 「孝」字形ではなく、 同じ銘文の中で、射を教える側の , 語 は學校の前身のよう 學 例えば 學射 字形であ (教)」字の 《靜飽》 〔射を 知の 一靜 時 場

立ち會っている者の閒では、その意味するところは自明のことに屬しせない者にとっては區別する必要があったのだろうが、その言語場にこれらの語が何れの意味で用いられているのかは、その場に居合わ

である。 ついて」であったが、 初めて本質的な異議を唱えたのは白川靜 語場を追體驗することと言い換えてもよい。「反訓」という捉え方に は そういう難しいことを言わずに濟んだ筈である。 との關係に反省を加えることなく、文字面だけで考えようとしたから という興味深い考え方で捉える案を提示したが、それは言葉と文字 る。「反訓」をめぐる問題を、 る者同士では、 で言葉を記すようになって以後のことである。 てしまったのだが、それは、 いつしか「反訓」と呼ぶようになり、文字學の世界では ていた。このような一つの文字が正反真逆の意味に用いられる現象を が潛んでいたのである そのような場に自分も立っていることを想像すること、 言語場を直接言葉が發せられる場として想像できていれば、 真逆という<br />
意識をもたないで了解できる<br />
言葉なのであ 實はその議論の中に雅語の存在を暗示するも 口頭で發する段階を經ずにいきなり文字 かつて小島祐馬氏は「辨證法的統一」 「訓詁に於ける思惟の形式に 同じ言語場に居合わせ 言語場を想像すると 一種の謎にな つまり言

# | 示唆するもの――「古代語」の文字觀へ| 白川靜「訓詁に於ける思惟の形式について」の

檢討を加え、その成り立たないことを論じたものである。漢字をめぐはなく、文字で表現された言語そのものに立ち返って一つ一つ緻密にはなく、文字で表現された言語そのものに立ち返って一つ一つ緻密に法的統一」という捉え方を紹介するスタイルを採っているが、小島氏法的統一」という捉え方を紹介するスタイルを採っているが、小島氏白川の「訓詁に於ける思惟の形式について」は、小島論文の「辨證

として、次の三點を擧げる。として、次の三點を擧げる。として、次の三點を擧げる。として、次の三點を擧げる。として、次の三點を擧げる。として、次の三點を擧げる。として、次の三點を擧げる。として、次の三點を擧げる。

第一、假借。

<二、格の變化による態の變化。

9三、本來その字義のうちに對待の義を有しうるもの。

だと氣付いていないことを指摘するだけにとどまっている。 川論文ではそこまで突き止めることはせずに、 ような捉え方をしてしまうのは、 含むかのように見える現象を「反訓」とされてきたものである。 文字を用いた假借になっている場合があるため、 される語だが、離が用いられたのは近似音による假借である。 著くの意に用いられる「離」は、 反訓として「麗 本來はそれぞれ全く別の二語であるのに、たまたま同じ「離」という ッ少し歩を進めてほしいところだったが、この時期の白川は、 このうち、 第 (著くや附くの意)」があるという類のものである。 類の 「假借」と分類されたものは、 實は文字觀に原因があるのだが、 本來は罹や羅・儷・麗などでも表わ 小島論文が假借の問題 同じ文字が反義語を 例えば ここは 離 甲骨文 つまり その 0) 白

た後に書かれていたとすれば、また書き方も變ったであろう。や金文の用例をまだ十分に整理していない段階だったようで、整理し

なら恐らく掌握していたのであろう。 の意味でしか使われていないという事實を、 いう語彙史まで知らなくても、『春秋左氏傳』では をしている。 從ひ屰聲、 迎える形である〔咎〕。それで『說文解字』には ていない。字形認識としては、 う文字は甲骨文の時代から金文の時代を經て、春秋時代になっても 解字』にもそうした説明を加えている場合がある。 なれば假借 んら不思議はない。 もともと幾通りもあるわけだから、このような現象が起きることにな である。 字)という手段を採る他はないのが、甲骨文の誕生した時からの宿命 「迎」の意味でのみ用いられていたのだが、そのことは意外に知られ 象形で表わし得ない言語(口頭言語)を文字化する場合に假借 文字を借りて表わす方法 關東には逆と曰ひ、 (借字)は當然別の文字を使うという結果になる。『說文 甲骨文と金文では また同義語であっても方言などによって語音が異 向こうからやって來る人をこちらから 關西には迎と曰ふ」というような説明 迎 (どの文字を選ぶかのパターン) の意味でしか使われていないと 五經無雙といわれた許慎 「逆は迎なり、 「逆」が「迎える」 例えば「逆」とい 辵に は

出門者 白川が を出す。)を引用して例とした 興 〈味深いのは第二類の「格の變化による態の變化\_ 『左傳』襄公十年の「諸侯之士門焉、 (諸侯の士、 門せむ。 縣門發す。 門 の場合、 耶の人紇之を抉げ. 縣門發、 この場面では **郰人**紇抉之、以 の場合である。 以て門者 は

現である。 行なわれるという事實と照應する。」とし、「主語が殆んど省略されな なる。 であって、 がら交替しているのであって、 れらの格の變化に伴う態の變化は、 義がある例など、 しうるものであると思う。」(三七五~三七六頁)と結ぶ 罰に 意味であり、 他に、 なっているが、 こういう文體が態などを一々表記しないことは極めて自然 本項のごとき反訓字は、 画 守る側が 多數の例を擧げている。そしてこれを整理して「こ には面する意と背く意とがある。 攻める側が 「門」という場合には 讀者の推理力に訴えるところの多い このような文法的 古文においては屢々主格の轉換が 門 という場合は 「門を守る」 「借」に假・ 關係からも理解 「門を攻 の意味に らめる 貸の 表

必要である。 立場によって意味する所が真逆になるという關係になっているという 前に音のみで言葉が發せられる場では、 みれば分かる筈だということではあるまいか。つまり文字で表わす以 れは立場を異にする者同士が、 ろうか? るのである。 た場合か、 ことである。ここでも、 ところで、 「讀者の推理力に訴えるところ」とは何であろうか? 守る側に立った場合かは、 古文において屢々行なわれる「主格の轉換」とは何であ 接發せられた言語をその場に卽して理解する必要があ ・動詞としての 同じ場面に居合わせる狀態を想像して 門 具體的な場面を想像する作業が 同じ語を發しても、 の意味が、 攻める側に立 置かれた

場合である。 は 「本來その字義のうちに對待 例えば 臭 は香氣 (良い臭い) 〔反對〕 0) 義を有しうるも 場合にも穢氣 嫌 0

い

時

命館白川靜記念東洋文字文化研究所紀要

はなく るわけで、 ているかは、 擧げている。 て對待の義をもちらるもの」もこの第三類とし、 K な臭い) 「語の意味する領域が廣くて不安定なために、 「言語場の持つ意味」 の場合にもいう語 その意味では第一類・第二類と同じように、文字の問題 これらの語がどちらの意味、 用いられる場の狀況によって判斷できるようになって (文字) として古來知られて の問題と捉えれば良い筈である。 どのような意味に用いられ その振幅の中に於 「頗」 Þ 亂

れる 的な ほど「文字言語」という觀念が強く、口頭言語を想定する餘地はなか かがわれる 出ていて非常に殘念でならない。 うだが、ここに白川の持っている文字觀の論理的に不徹底な面がよく 必要がある、 る。 らない。」というように、 證法的思惟が存在していたかどうかということを問うのでなければな のであろうか、 文の提示する「辨證法的統一」という案への反措定というモチー 總括しておきながら、 は ところがその後、 分析と考察を展開してみせた自身の論を否定するのに等 あくまで試論的なものと位置づけてはいるのだが、『易』に見ら 「陰陽二元論」のような「辨證法的思惟」 「辨證法的思惟」の存否を問う方向に論を進めようとするのであ 言語場を想定するアプローチをしていたのに、 「辨證法的思惟」 という問題提起で結ぶのである。 古代中國の 白川は 意外な方向に論を進めていくのである。 西洋的な 「民族の基礎的な體驗のうちに、 「訓詁上反訓ということは存在しない」と の問題へと突き進むのでは、 「訓詁上の反訓」を否定してみせた 「辨證法的思惟」 の存否を檢討してみる 手嚴しいことをいうよ 最後は文字にら ではなく、 それまで鋭 かかる辨 小島: - フな

の存在を示唆しているのである。のは、自ら意識化できていなかったこととは別に、文語的な口頭言語だったという點に歸着すると考える他はない。だが、白川の論そのもたちが雅語と呼ぶところの、文語的な口頭言語の存在が想定外のものたということであろうか。そのような結末になった原因は、言語學者

## 三 追體驗というアプローチの必要性

る。 字という表層だけに焦點を當てていたため、 味を特定するというものである。ただ、件の論文では、 要なのは、 獻時代以前の を見ているだけでは十分に理解できないということである。 身を置いて言葉の意味するところを理解するようにしないと、 ていたのではあるが、 語と文字との關係を改めて考え直すという方向に進まず、 を鵜呑みにせず、 金文研究に見せた姿勢を思わせるところがある。 る筈だということになる。 らすることによって言葉の意味するところを具體的に摑むことができ 言い方をすると、文字を介して表わされた言語の意味を捉える時に必 白川論文が提示していたのは言語の意味の捉え方である。 白川の言説から讀み取るべきことは、話し手の視點 節では白川自身が意識化できなかった文字觀の顯在化を試みた。 言語が發せられた場に自ら身を置いてみることである。 「古代語」 語の用例を徹底的に集めてきて文字 言説そのものは問題の所在に屆いているのであ の世界なのである。ずっと後にくる文獻時代 このような白川の學的態度は、 もどかしい言い方になっ 既成の注釋や辭典類 語 この姿勢で言 〔言語場〕 もっぱら文 かみ碎いた 詩經研究や これが文 本來の意 文字面 K そ

> が、 うことである。<br />
> 白川自身も明確に<br />
> 意識化できていなかったのではある とになる。 言語を理解できない、 せられた場の情況を具體的に掌握しておかないと、 る。だが、後世の者がそのような文字資料を理解する場合、言語が發 接理解できる口頭言語の場であるから、 文字で書くという言語場ではなく、その場に居合わせた者同士では直 時代のものだからである。その場にいない人にも正確に傳わるように の言語がいきなり文字で記される時代ではなく、 言語の意味するところを理解しきれないということになる。それはそ 語が發せられた具體的な場〔situation〕を十分に摑んでおかないと、 0) 資料のように文字の世界だけで表現が完結しているのではなく、 白川の言説そのものが傳えようとしていたのはこのことである。 必要なのは、 あるいは逆の意味に受け取ってしまうというこ 言語場を再現する作業、 事柄は十分濟んでいたのであ あるいは追體驗とい 口頭で直接發せらる 文字の本地である

てくる。文字面に惑わされて勘違いしていることに氣付かないという言語場の追體驗といえば、文學を研究する場合に必須の過程である。特に金文では同じ語が様々な文字〔字形〕で表わされるなく、言語が發せられた情況を具體的に追體驗してみるという作業がなく、言語が發せられた情況を具體的に追體驗してみるという作業がなく、言語場をよく理解していないと、言葉の理解度に大きな差が出ので、言語場をよく理解していないと、言葉の理解度に大きな差が出ので、言語場の追體驗といえば、文學を研究する場合に必須の過程である。

(primitive languages)と共通したところがあると思う。例えば「原始言語感覺を殘しているからではないかと思う。このことは、マリノウ言語感覺を殘しているからではないかと思う。このことは、マリノウ事態も少なからず起きるのである。長年甲骨金文を讀んできた經驗で事態も少なからず起きるのである。長年甲骨金文を讀んできた經驗で

言語」の特徴をこんな風に記している。

いても、言語表出は場の脈絡の中でなければ意味をもたない。 ものである。音聲言語や書寫言語の現實においように結ばれていて、場の脈絡は言葉の理解に缺くべからざるいように結ばれていて、場の脈絡は言葉の理解に缺くべからざるがように結ばれていて、場の脈絡は言葉の理解に缺くべからざるがように結ばれていて、場の脈絡は言葉の理解に缺くべからざるがように結ばれていて、場の脈絡は言葉の理解に缺くべからざるがように結ばれていて、場の脈絡は言葉の理解に缺くべからざるがように対している。

(三九八頁)

概念の理解はかなり進んできたのではないかと思う。この節の話題は 様々な話題に言及する形で進めてきたので、讀者の「古代語」という 私が「古代語」という言葉で表わそうとしているこの時代の言語も、 ということであった。次節では、 わってしまうのである。 言語場を掌握しているのとそうでないのとでは、 古代語」 の一節を讀むと白川論文に記されたことを連想されるであろう。 の世界を理解するためには、 ここまで「古代語」という言葉を使いながら、 今まで謎であった問題が、 言語場の 「追體驗」 理解度が大きく變 言語場を が必要だ

念の理解も深まるのではないかと思う。るが、こういう觀點から改めて振り返ることによって、「古代語」概と思う。主に『殷周革命論』を書き進める過程で解きえた問題であ追體驗することによって解くことのできた問題を振り返っておきたい追體驗することによって解くことのできた問題を振り返っておきたい

## ――「史」概念について言語場の追體驗によって解けた問題(一)

四

白川の學術論文に記された文字觀は、もともと私の提示する文字觀と矛盾するものではなく、本來ならむしろ白川自身によって提示されるべきものだったということを繰り返し述べてきたが、白川が自明のように用いる「文字言語」という言葉は、一般書を書くようになってように用いる「文字言語」という言葉は、一般書を書くようになってさか力瘤が入りすぎた感さえある。そもそも現代における漢字の問題と、漢字の原初形態である甲骨文誕生の問題とは次元の異なる問題なので峻別する必要がある。そのことは、私が「古代語」と呼んでいなので峻別する必要がある。そもそも現代における漢字の問題と、漢字の原初形態である甲骨文誕生の問題とは次元の異なる問題なので峻別する必要がある。そのことは、私が「古代語」と呼んでいる甲骨金文の文字表現における用字の種々相を見れば、自ずから明らなので峻別する必要がある。そもそも現代における漢字の問題と、漢字の原初形態である甲骨文誕生の問題とは次元の異なる問題なので峻別する必要がある。そのことは、私が「古代語」と呼んでいる中で峻別する必要がある。

験という認識上の手續きなどというものは、文學を研究する者にとっことによって顯在化できるはずだったと述べておいた。言語場の追體語場を具體的に再現してみる「言語場の追體驗」という手續きを踏む第二節・第三節では、白川自身が意識化できなかった文字觀は、言

5 解して性急に處理してしまう姿勢と根本的に違う點ではないかと思 作品の研究など始まらないからである。 て改めて強調しなければならないことではない。 業や豫備的考察をしておくということになる。ここが、 である。そしてそのような想像力が動き出せるように、 言語が發せられる具體的な場を想像するという方向に進んで行ったの チー クリチュールとしての文獻や出土資料の言語場を追體驗するという ・フが、 白川の言説と出會った時、 追體驗の場は、 わが道を振り返ってみれば 當然そうしなければ 文語的な口頭 理屈だけで理 必要な豫備作

の問題に進むために、改めて結論的なことだけを記しておきたい。の問題に進むために、改めて結論的なことだけを記しておきたい。なことを析出したが、儀禮の具體的な内容までは不詳であるとして、名ことを析出したが、儀禮の具體的な内容までは不詳であるとして、元れを暫定的に「史祭」と名付けた。だが、「史」概念をそれ以上追れはやむを得ぬ暫定的な處置でしかなかった。この件は拙論「册令(命)形式金文の歷史的意味」ですでに論じたことではあるが、ここで次形式金文の歷史的意味」ですでに論じたことではあるが、ここで次の問題に進むために、改めて結論的なことだけを記しておきたい。の問題に進むために、改めて結論的なことだけを記しておきたい。の問題に進むために、改めて結論的なことだけを記しておきたい。の問題に進むために、改めて結論的なことだけを記しておきたい。の問題に進むために、改めて結論的なことだけを記しておきたい。

る行爲〔發する行爲〕と捉えることができた。この二語の共通點と差方は、王から派遣された使者が他部族に赴き、王の代理で言葉を傳える行爲を「史」と捉え、また「史」と相似た使い方がされた「使」の白川が追究した跡を踏まえた上で、王の代理の者が王の言葉を發す

なせるわざだと言う他はない。 大きな原因があるのである。これもまた「文字言語」という文字觀 であったという普遍的な現象に關する知見をもっていなかったことに とが重んじられ、文字で記すという行爲は必要に應じてなされるだけ も記したことだが、古代社會における王言(王命)は口頭で發するこ 方に重心が行っていたためである。 る。 先ず口頭で發せられるものだということが念頭になかったことによ 味するのであり、「王言」は文字で書かれてから發せられるのではなく、 b からである。論理的に追究できなかった原因ははっきりしている。「史 祭」とした概念處理では、それ以上論理的に追究することはできない と言い換えることもできるとした。白川が前者を「内祭」、後者を「外 異とを踏まえて別の言い方をするなら、前者は「内史」、後者は「外史」 「使」も王の代理者によって「王言」が口頭で發せられることを意 それは文字で書いた「祝辭」を器に入れたものという字形認識の 拙著『甲骨文の誕生 原論

## ――「令」をなぜ「休(賜物)」の意味し五 言語場の追體驗によって解けた問題(二

# れるのか ――「令」をなぜ「休(賜物)」の意味と捉えら

な「文字言語」のレベルに達していないことを意味するのだと私自身文ではしばしば出くわす。これは金文に現われた言語世界がまだ十分のに、言語を文字で表現しようとしたという觀點に切り替えると、文のに、言語を文字で表現しようとしたという觀點に切り替えると、文文字には意味があるという觀點から理解しようとすると分からない

る。これらは前稿 うな段階の言語世界を假に「古代語」と名付けているのだが、そうし ある。説明の仕方もいくぶん違ってくる。 して讀み直すと別の側面が見えてくるという視點を提供できるからで 回また同じ文例を取り上げるのは、同じ文を「古代語」の言語世界と たものであるが、そこでは「令」字の過渡的な用例として扱った。 いる場合があるという表現例である。何れも西周時代前期の銘文であ で表わされるのが本来の使い方なのに、「令」という文字が使われて たきっかけになった文字表現の一つを例に擧げると、「休」や「易(賜) が氣付くようになったのは、 「西周前期における王姜の役割」の一節の中で扱 比較的近年のことである。そしてそのよ

易休宋土、 ①王伐彔子即、戲厥反、王降征令于大保、大保克芍亡譴、王召大保、 用丝彝對令《大保設》 集成四一四〇

を用て令に對ふ。 保、克く敬しんで譴亡し。王、大保を召し、宋の土を賜休す。 王、彔子聖を伐つ。厥の反するに叡び、王、 征令を大保に降す。 茲の彝 大

#### 略說

を賜與されたことに對して、 の彝を作りて、王の休に對ふ)」となるところである。王から「宋の地 いう形で應えたという趣旨である。 した。表現がある程度落ち着いてくると「用作丝彝、 該當するのは「用丝彝對令」で、「茲の彝を用て令に對ふ」と訓讀 大保が彝器〔祭器としての殷〕 祭器を作るのは王への感謝を示す 對王休 を作ると (用て茲

> 表現だということになる。 そのような場を想像できる ではあっても、その場にいた者、關係者には分かる表現であり、また 造になっているのである。「文字言語」としての表現力としては未熟 になっているので、このような表現であっても意味が分かるという構 その場に居合わせた關係者にとっては改めて説明するまでもない表現 いうことが分かる。言語表現としては言葉足らずということになるが、 て宋の地を與えたという、一連の表彰式全體を意味している言葉だと しているのではない。だが、大保の擧げた手柄を讚え、その褒償とし のであって、賜物〔ここでは大保に賜與された宋の地〕そのものを指 そのものは王が命令を發すること、特に口頭で發することを意味する と同時に大保の家の記念とするという意味がある。「令」という言葉 [追體驗できる] 者なら何とか理解できる

金車、 ②隹九月旣望庚寅、橢白于遘王、 《獻殷》集成四二〇五 對朕辟休、乍朕皇考光父乙、 十枻不諲、 休亡尤、 朕辟天子檐白、 獻身才畢公家、受天子 令厥臣獻

#### 訓讀

休

て、天子の休を受く。 が皇考光ける父乙を作る。 が辟なる天子橋伯、厥の臣獻に金車を令ふ。 これ九月旣望庚寅。橋伯于きて王に遘ふ。休せられて尤亡し。 十世まで忘れず。 獻、 朕が辟の休に對へて、 身、 畢公の家に在

朕 朕

#### 【略說】

該當するのは「朕辟天子橢白、 令厥臣獻金車」で、「朕が辟なる天

## 金文に見る古代語の文字表現(一)序論 なぜ古代語なの

子 槜\* 係者にとっては自明のことに屬する。 この文例では「令」という言葉で表現しているのである。「令」なら 厥臣獻金車」のところは普通 がその臣下である「獻」に金車を賜與することを述べた一節である。「令 彰式全體を「令」という言葉で表わしているのである の意味を「令」によって表現しているのだが、その場に居合わせた關 命令するの意味である。 伯、厥の臣獻に金車を令ふ。」と訓讀した。 だが金車という賜物を與えている。 易 賜 ①の場合と同じように一 厥臣獻金車」とするのだが、 「朕が辟なる天子槟伯 賜與する 連の表

令小臣傳非余、 ③ 隹 五月旣望甲子、王 用乍朕考日甲寶□ 傳□ | 朕考里、 「(才葊) 師田父令余□□官、 《小臣傳殷》 京 令師田父殷成周 集成四二〇六 白盂父賞小臣傳□ 年, 師田父

いる點が興味深い。

#### 【訓讀

す。伯の休に揚へて、用て朕が考日甲の寶□を作る。師田父、余に令して□□の官に□せしむ。伯孟父、小臣傳に□□を賞いむるの年。師田父、小臣傳に□☆を令ふ。傳、朕が考の卑に□□す。とれ五月旣望甲子。王、蓍 京に在り。師田父に令して成周に殷せ

### 【語説】②と同じ語例

臣尚中、臣《中方鼎》集成二七八五大史易于珷王乍臣、今兄□女福土、乍乃采、中對王休令鸞父乙僔、隹大史易于珷王乍臣、今兄□女福土、乍乃采、中對王休令鸞父乙僔、隹

#### 訓讀

休令を父乙に鸞むるの際に對ふ。隹臣尚中。臣。 れるものなり。今、汝に福土を貺り□す。乃の采と作せと。仲、王のれるものなり。今、汝に福土を貺り□す。乃の采と作せと。仲、王のと作しむ。王曰はく、仲よ。茲の福人は、大史の武王より賜はりて臣と作これ十又三月庚寅。王、寒師に在り。王、大史に令して福土を貺ら

#### 略說

だけで表わすのでもなく、休と令とを合體して「休令」と熟語化してる。この例では單に「令」とするのではなく、賜物の意で使われる「休」王の休に對揚して、用て父乙の寶際鼎を作る)とでもなるところであ王の休に對揚して、用て父乙の寶際鼎を作る)とでもなるところであ該當するのは「中對王休令讚父乙際」のところ。ここでは「休令」該當するのは「中對王休令讚父乙際」のところ。ここでは「休令」

りも、 態度で片付けてしまうというのであれば、 干の齟齬があるという印象は拭えない。 という説明は全くなされていないのも事實で、 といえば當然ではある。 白川の『金文通釋』が「令」の訓を「たまもの」としているのも當然 は ち着きがよくしっくりする。 味する文字ではない。だが、文脈からすると王の命令の意味とするよ 令という文字は言うまでもなく「命令」の令であり、 「賜物」を意味する文字として使われているとしか思えないので、 むしろ王の賜物の意味と捉える方が、言語の捉え方としては落 だがなぜ「令」字が賜物の意味に化けるのか 「命令」の意の文字ではあるが、實際に 意味さえ通じれば良いという それ以上追究する必要はな 文字と意味との閒に若 「賜物」を意

き込まれる契機になったのである。 で讀んでいる者にとって、ここは何らかの説明があってしかるべきとで讀んでいる者にとって、ここは何らかの説明があってしかるべきといと思うのかも知れないが、言語と文字との關係を考えるという姿勢いと思うのかも知れないが、言語と文字との關係を考えるという姿勢

で大きな差異があるということである。ここで再びマリノウスキーの 世 世界としても捉えた方が良いことに氣付くようになった。つまり、 現象として捉えておいたのである。 あるということである。 う「原始言語」 された言語を讀みさえすれば意味が理解できるという言語世界ではな 同時に、このような現象にいくつも出會ううちに、「古代語」特有の にも見られるので、 いてはこのような、 はずである。事實ほとんどの場合がそうなのだが、西周時代前期にお 般に使われるのは に立ち會っているのと、そうでないのとでは意味を的確に理解する上 いことに氣付き始めたということである。繰り返しになるが、言語場 . ら「原始言語」を想起するのが有益だと思う。 1の言語表現のように、 金文の語彙に多少とも通じている者であれば、賜物という意味で一 初期漢字の甲骨文と金文の言語世界にも當てはまる場合が は無文字社會における口頭言語の世界について述べた それは、 「休」という文字〔語〕であることを承知している 當初私は、 言葉と文字との關係が一本化していない現象が他 このような「古代語」 言語が發せられた場にいなくても、 無文字社會の 雅語の表現が一定するまでの過渡的な だがそのような捉え方ができると 「原始言語」が、文字を使い の世界を假に次のよう マリノウスキーの 文字で記 後

字言語」として仕上げられる方向に進んで行ったというように。始めたことを契機に少しずつ洗練されて行き、長い時閒をかけて「文

## 六 「嚴(敢)」の原義と意味の變遷

と思う。 頭に置くことによって、より適切な理解にたどりつけるのではないか 漢字を置き替えてもいまひとつ了解しにくい場合があるが、 かなり原義を留めていることもお分かり頂けるだろう。古注に賴って とが分かる。また少し時代が下る『詩經』や『尚書』等の經書類でも 見る「古代語」としての用例を見るとかなり意味の違う語であったこ を考え、その後の變遷をもたどってみるということである。現在では てもつ意味を考察するという觀點から、 取り上げる。 「嚴しい」とか「嚴正」という意味で使われることが多いが、 「古代語」の意味構造を理解する上で良い例だと思われる「嚴 字義を考察するという觀點ではなく、 その語が本來もっている意味 語が言語場におい 原義を念 金文に

含蓄に富む所以も傳わるのではないかと思う。 という語がというほど明確なものではなく、比較的新しいものは外した。後で列というほど明確なものではなく、比較的新しいものは外した。後でめて字義が分かったとするのではなく、比較的新しいものは外した。後であて字義が分かったとするのではなく、のきるだけ言語場を理解したとで語義を摑むという方向で進めたい。その過程で「嚴」という語がというにしたが、時系とで語義を摑むという方向で進めたい。その過程で「嚴」という語がというに言義を摑むという方向で進めたい。その過程で「嚴」という語が、時系とで語義を摑むというにはないかと思う。

つつしむ。〔詩、商頌、殷武〕下民有嚴。〔傳〕嚴、敬也。

威嚴也。二、おごそか。いかめしい。〔詩、小雅、六月〕有嚴有翼。〔傳〕嚴

尊也。三、たっとい。たっとぶ。〔孟子、公孫丑上〕無嚴諸侯。〔注〕嚴、

無嚴諸侯。四、おそれる。おそれつつしむ。おそれはばかる。〔孟子、公孫丑上〕

五、きびしい。〔韓非子、難、四〕無赦之謂嚴。

王から賜物を頂いたことを記念して青銅器を作ると述べているのだか 後、その記念として祖祭のための青銅器を作ったと述べる一節である。 る。 という文字は、「虩々成唐、又敢才帝所」(虩々たる成唐〔湯〕、 味があることを意外に思う人が多いのではないだろうか。 んできたが、それがかえって銘文を理解する妨げになっていたのであ しむ」の意味で用いられるのは專ら「敢」の方で、「敢」は西周時代 ごそか」だったのかということになるが、「嚴」に「つつしむ」の意 して帝所に在る有り)《叔夷鐘》のように「敢」と書かれることもあり、 「敢」と「嚴」とは同音であったと思われる。そして金文では「つつ 前期から「乍册令、 このように時代順に並べてみると、「嚴」の原義は「つつしむ」か に揚ふ)《令彝》のように使われていた。 「しなくてもよいことを強いてする」のではなく、「つつしんで\_ 先ほどの任官式の様子を記した銘文で、 敢へて明公尹の宦に揚ふ」のように「敢」字を「あえて」と訓 敢揚明公尹厥室」(作册令、敢しんで明公尹の 訓讀としては慣習的に「作 王から賜物を與えられた 實は 敢ば と 嚴 「お

で、『論語』中に收められた師弟閒の問答で用いられる〔弟子が孔子に〕 つしんで行なう」という場合に用いられる例はその後もかなり續くの 味構造というものはこのようになっているのだと思われる。「敢」が「つ れないが、口頭言語が一般的であった「古代語」の言語場における意 を操る後世の人閒なら、 いえばそこに「敬ら心」がらかがわれるということになる。「文字言語 つしみの心」でもって先王や祖考を拜している時は、 祖考を「つつしみの心で」拜するという點では共通するものがある。「つ のになっていて、場面としては「敢」と一應の區別があるが、先王や た形姿ではないかと思われる、 形になっている。私見によれば、これは宮廟に祀られた神々を意識し は ることを巧みに表現していることが分かる。因みに ことによって、「つつしんで(つつしみの心で)行なり」意の語であ もの」と記している通りである。儀禮の場を清めるという形姿を描 の場所を清める灌鬯の儀禮を示すもので、 ことをよく物語っており、『字統』に「杓を以て鬯酒をそそぎ、 應えるという意味でないと場違いなことになってしまう。 る」と解したのでは奇妙なやりとりになってしまうのである。ここは 「敢しんで問ふ」と訓むべきところであろう。 「神々しく」また「おごそか」に見えるものであるし、 敢へて問ふ」という 更に宮廟を表わす「厂」を付加した「厰」字形の上に日を並べる 敢 別の言葉のように區別しようと思うのかも知 の意も、「しなくてもよいことを強いてす 用例 [後述] その鬯酌の形を字形化した も先王や祖考を拜するも 「嚴」字形の場合 先王や祖考が 角度を換えて

### ①金文における嚴の用例の變遷

ともまれにあるが、「上なる天」・「上なる帝」の意味である。 先王〔文王・武王〕や帝〔殷王朝の超越神〕、天〔西周王朝の超越神〕 文人」「先王」のように尊崇するところの神々であり、■は、 嚴として■にあり)の文型になっている。●●は「皇考」「皇祖考」「前 考嚴在上」(皇祖考嚴として上に在り)のように「●●嚴在■」 たちのいる天上のことである。「上天」や「上帝」の語が使われるこ に在り)となっている他は、「嚴才上」のように「上」である。「上」は、 金文における「嚴」 《循鐘》が「先王其嚴才帝左右」(先王、其れ嚴として帝の左右 一の用例は、西周時代については基本的に 西周後 用例を 「皇祖

西周中期= る様子で 「嚴在上」•「嚴祜爨」。 嚴はおごそかに。 敬う氣持ちにな 見ていく前に、時代毎の辭句の特徴を先ず整理しておく。

西周後期= 「嚴在上」・「嚴在帝左右」。 同右。

春秋中期= 「嚴敬」。うやまう

春秋後期= 「嚴(つつしむ)」・「懺 (嚴かに)」。 「嚴龔 (恭)」。 らや

戰國後期 = 「嚴敬」。うやまう。

#### 【西周中期

として上に在り)《癲鐘》二四六~二五〇 [通釋・補一五 9] 弋皇且考高對爾剌、 嚴才上(必ず皇祖考、 爾しき刺に高對して、 嚴

立命館白川靜記念東洋文字文化研究所紀要 第十四號

> いう意味。 〔略說〕皇祖考が天上の神々の列に連なり、嚴かな樣子でおられると 敬ら心で皇祖考を拜しているという場面でもある。

#### 【西周後期】

#### ●嚴才●

①皇考嚴才上、異才下(皇考、其れ嚴として上に在り。翼として下に 在り)《虢叔旅鐘》集成二三八~二四四 [通釋一五五]

②皇考其嚴才上(皇考其れ嚴として上に在り)

《士父鐘》集成一四五~一四八 [通釋一五六]

③皇祖考其嚴才上(皇祖考、其れ嚴として上に在り)

《梁其鐘》集成一八七~一九二

④不顯皇祖考、穆穆克哲厥德、嚴才上

(丕顯なる皇祖考、穆々として克く厥の德を哲にし、 嚴として上に

在り)《番生殷蓋》集成四三二六 [通釋一六〇]

⑤前文人其嚴才上(前文人、其れ嚴として上に在り)

《井編鐘》集成一〇九~一一二 [通釋一九〇]

⑥前文人嚴在上、 廙 (翼) 在下(前文人、嚴として上に在り、翼とし

て下に在り。)《逨盤》二編・九三九

⑦前文人嚴在上(前文人、嚴として上に在り。)

《逨鐘》近出一〇六~一〇九

⑧前文人其嚴才上、廙才下(前文人、其れ嚴として上に在り、翼とし

て下に在り)《晉侯穌 (蘇) 鐘》 近出四七

⑨先王其嚴才上 (先王、其れ嚴として上に在り)

《麩鐘》集成二六〇[通釋九八]

ろうか。

⑩其〔嚴在〕上(其れ嚴として上に在り)

《叔向父禹嗀》集成四二四二 [通釋一六一]

⑪其嚴在上、趩(翼)在下(其れ嚴として上に在り、翼として下に在

り。)《四十二年逨鼎(乙)》二編・三二八~三二九

⑩先王其嚴才帝左右(先王、其れ嚴として帝の左右に在り)

《猶鐘》集成四九

[嚴祜鏷]一例のみ。

大神其陟降、嚴祜蠶、妥厚多福。

(大神其れ陟降して、嚴として祜 攀 し、多福を妥厚ならしめむ)

《癲鐘》集成二四六~二四七 [通釋·補一五m]

である。
である。
である。
である。
の場合、
の祖神たる大神が天地の間を陟降して、
の家に「祜皇の場合、
の祖神たる大神が天地の間を陟降して、
の家に「祜皇の場合、
の祖神たる大神が天地の間を
の場合、
の家に「祜皇の祖神たる大神が

【春秋中期】

(嚴敬)

●余嚴敬茲禋盟(余、茲の禋盟を嚴敬す)

《與兵壺》(「古文字研究」第二四輯。二〇〇二年)。

『嚴敬』は、敢しみ敬ら、あるいは尊び敬うということになるだ

【春秋後期】

[嚴〕つつしむ

①余嚴天之命(余、天の命を嚴しむ。)《蔡侯甬鐘)》集成二二三

嚴はつつしんで(拜受する)。

たる有り、敬んで楚王に事ふ)《王孫誥鐘》近出六〇~八五②元鳴孔諻、又嚴穆々、敬事楚王(元鳴孔だ諻かなり、嚴として穆々

「嚴敬」を分けて言った形。

●天命牆(將)誤。有懺(嚴)曾侯(天命將に誤らんとす。嚴たる曾〔懺〕敬うべき。神々しいとまで意識しているかどうか。

侯有り)《曾侯與鐘》(「江漢考古」二〇一四年第四號

[嚴龔 (恭)] 敬う

古朕皇祖悼公、嚴襲天命(古の朕が皇祖悼公、天命を嚴恭す)

《司馬懋鎛》(「古文字研究」第二八輯。二〇一〇年)

【戦國後期】

〔嚴敬〕 つつしんで~

以て先王を祀らしむ。穆々濟々たり。嚴敬して敢しんで怠荒せず。)・目鄕上帝、目祀先王、穆々濟々、嚴敬不敢怠荒(以て上帝を饗し、

《中山王譽方壺》集成九七三五

しんで」と續けて、なおざりにしないことをいう。(注)上帝と先王の姿が立派で盛んな様子を見て、「嚴敬」更には「敢

#### 【出典略記】

集成=『殷周金文集成』。

近出=近出殷周金文集錄(中華書局)。

二編=近出殷周金文集錄二編 (中華書局)。

通釋=『金文通釋』

以上、金文の用例の歴史をたどってみたが、まだ嚴しいとか嚴正といかの意味で用いられる例が見られない。そもそも金文というものが祭正に守るという言い方が出てきそうな裁判關係の銘文であっても「嚴」がもともと神々との關係において用いられる語であったのではないかと思われる。次に『十三經』の用例を見ていくが、原義をとどないかと思われる。次に『十三經』の用例を見ていくが、原義をとどないかと思われる。次に『十三經』の用例を見ていくが、原義をとどないかと思われる。次に『十三經』の用例を見ていくが、原義をとどめながらもある時期から變化が見られるのが見て取れる。

## ②『十三經』における嚴の用例の變遷

とに分けることができる。とに分けることができる。とに分けることができる。「嚴しくする」「嚴正にする」の意味に用いいられる【Aグループ】、「嚴しくする」「嚴正にする」の意味に用いる。「十三經』の「嚴」の用例は、大別すると、「つつしむ」の意味に用

立命館白川靜記念東洋文字文化研究所紀要

第十四號

造を考察する點に限定して見ていくことにする。先ず辭句の特徴を文の性格を反映している面もあるように思われる。今は「嚴」の意味構を反映しているように見えるかも知れないが、經書としてのそれぞれを反映しているよ

#### 【Aグループ】

獻別に整理しておく。

Ⅰ 周易=二例。「敢しむ」の意と思われる。

Ⅱ 尚書=四例。「敢しむ」の意と思われる。

Ⅲ 詩經=三例。「嚴かな」あるいは「敢しむ」の意と思われる。

Ⅳ 孟子=二例。つつしみの心で對するということで、相手を尊ぶ意

Ⅴ 穀梁傳=一例。「嚴かに」の意と思われる。

【Bグループ】

Ⅵ 禮記=十三例。①「敢しむ」あるいは「敬う」の意。

②嚴正に、あるいは嚴しくするの意。

熟語は、「威嚴(嚴威)」で嚴と威とが結合した形。私見によれば、

嚴正にする意に威壓的なニュアンスが加わり、「嚴しい」とか「冷徹

らいう用例は金文には見られず、もっぱら對象に對する尊崇・崇拜の意味に擴がっていく方向性が出ているのではないか思われる。こ

の意だけに用いられている。

【Cグループ】

【Cグル」

VII

孝經 = 三例。

「敢しむ」、「敬う」、「嚴しい」

の意

VIII 左傳=二例。「きびしくする」あるいは「嚴正にする」

①君子以遠小人、不惡而嚴 【周易】 二例とも「嚴しく」の意ではなく「敢しむ」の意と取る。

(君子は以て小人を遠ざくるも、 悪まずして嚴しむ)「遯」

②家人有嚴君焉、父母之謂也

(家人に嚴君有りとは、父母の謂なり。) 「家人.

兄は兄たり、 意味だからである ある。古代語の言語場ではそのような意味構造になっているので、 すれば、「嚴君」とは「子供が敬しみの心をもって臨む親」の意で ら尊敬される親となると說いているのである。回りくどい言い方を らしくあること、母親は母親らしくあること。その結果子供たちか 夫夫、婦婦、 用いられているのではなく、後の文に「父父、子子、兄兄、 になるのである。「嚴」は後世のように「きびしい」という意味で 位していく語である。それで「嚴君」が父母のことを意味すること も嚴格な父親を意味しないのも「嚴」という語が本來「敢しむ」の 「嚴」に尊敬される意味が潛在しているのである。「嚴父」が必ずし し。家を正して天下定まる)と說明されているように、父親は父親 「君」は本來家庭內の女性の長を意味する語だが、後に男性に轉 而家道正、正家而天下定矣」(父は父たり、子は子たり、 弟は弟たり、夫と夫たり、婦は婦たり、而して家道正 弟弟、

> ①日嚴祗敬六德、 が生まれているという意味構造である。 で相手に臨むことによって、相手(對象) の意とが背中合わせのように一體を成している。こちらが敬しみの心 『周易』の「嚴」と同様に、「つつしむ」の意と「嚴かな(嚴として)」 亮采有邦。 (日に嚴しんで六德を祗敬して、 が嚴かに見え、そこに敬意 采を 売 あき

らかにすれば邦を有てむ)虞書「皐陶謨」。 「嚴」は馬融が儼とするように「つつしむ」の意である。 「祇敬!

なっている。 も「つつしむ」の意で、重ねて「つつしむ」の意を強調する辭句に

殷王中宗、嚴恭寅畏し、天命自ら度り、 ②昔在殷王中宗、嚴恭寅畏、天命自度、 んで荒寧せざりき。) 周書「無逸 民を治むるに祗み懼れ、敢し 治民祗懼、 不敢荒寧

「寅畏」でつつうみうやまうの意。春秋後期の金文《司馬懋鎛》に 「嚴恭」はつつしんでうやうやしくすること。「寅」もつつしむで、

③嚴惟丕式、克用三宅三俊 この語が見えている。

、嚴しんで惟れ丕いに式とり、 克く三宅三俊を用ふ。) 周書 「立政

「嚴」はつつしむの意。

④無簡不聽、 簡無くんば聽かず。具に天威を嚴め) 具嚴天威

周書「呂刑

一嚴」はつつしむの意

「嚴かな」あるいは 「敢しむ」の意。

 $\coprod$ 

(毛詩)

尚 書 四例とも嚴しくではなく、つつしむの意

П

### ①有嚴有翼、共武之服

毛伝に「嚴威厳也、翼敬也」とある。嚴は敬しんでいる姿、(嚴たる有り翼たる有り、武の服に共まむ)小雅「六月」

敬んでいる姿。

### ②赫赫業業、有嚴天子

〈赫赫 業業として、嚴たる天子有り)大雅「常武」

語。これを臨み見る側はつつしみの心で見るのである。 毛伝に「嚴然而威」とする。嚴は威嚴のある天子の姿を形容する

### ③天命降監、下民有嚴。

毛伝に「嚴敬也」とある。敢しんで従う心が下民にあることをい(天、命じて降監せしむ、下民、嚴しみ有り)商頌「殷武」

5.

# Ⅳ 【孟子】 二例。つつしみの心で對するということで、相手を尊ぶ

①無嚴諸侯、惡聲至、必反之

(諸侯を嚴とぶこと無く、惡聲至れば必ず之を反す)公孫丑上(諸侯を嚴とぶこと無く、惡聲至れば必ず之を反す)公孫丑上の問題ではそれが諸侯になっている。しかも「無嚴諸侯」とそれを打ち消ではそれが諸侯になっている。しかも「無嚴諸侯」とそれを打ち消ではそれが諸侯になっている。しかも「無嚴諸侯」とそれを打ち消ではそれが諸侯になっている。しかも「無嚴諸侯」とそれを打ち消ではそれが諸侯になっている。

## ②前日不知虞之不肖、使虞敦匠、事嚴

(前日、 虞の不肖なるを知らず、 虞をして匠を敦くし事嚴たらしむ。)

公孫丑下

翼も

すものと思いこんでいるところに發した窮餘の案だと思われる。れも「つつしみの心」で執り行ったことを知らずに、事柄一般を指意味があるわけではなく、文脈から解釋を加えたに過ぎない。これこの訓を踏襲するものが少なくないが、「嚴」という語に「急」のこの訓を踏襲するものが少なくないが、「嚴」という語に「急」のこの訓を踏襲するものが少なくないが、「嚴」という語に「急」の正を表すると思いこんでいるところに發した窮餘の案だと思われる。「事」はいると思いこんでいるところに發した窮餘の案だと思われる。「事嚴」とは孟子の母の葬儀〔事〕を嚴かにしたことをいう。こ

### - 【穀梁傳】 おごそかに。

## ●治兵而陳、蔡不至矣、兵事以嚴終

と訓むべきであろう。 と訓むべきであろう。 と訓むだが、心のあり方を捉えるなら「嚴しんで」 を指したがって「嚴」は儀禮の様子を形容した語であろう。雰圍氣を捉したがって「嚴」は儀禮の様子を形容した語であろう。雰圍氣を捉したがって「嚴」は儀禮の様子を形容した語であろう。 きで、表記である。。 と訓むべきであろう。

Ⅵ 【禮記】 一三例。 Ⅰつつしむ、たっとぶ、うやまう。Ⅱ=巖正

立命館白川靜記念東洋文字文化研究所紀要(第十四號)

にする。

【嚴】I=つつしむ。らやまう。

①祭之日、 て祭報を聽く。民に上を嚴まふを示すなり)「郊特性」 王皮辨以聽祭報、示民嚴上也(祭の日に、王、 皮辨して以

というニュアンスである。 「嚴」を「うやまう」と訓んだが、「つつしみの心をもって臨む」

②收族、故宗廟嚴、宗廟嚴、 宗廟嚴はる。故に社稷を重んぜらる)「大傳」 故重社稷 (族を收む。 故に宗廟嚴はる。

なので、「うやまはる」とした。「つつしまる」でも良いだろう。 んでもよいのだが、心のあり方は「つつしむ心」「うやまう氣持」 「宗廟嚴」の鄭注に「嚴猶尊也」とあるので「たっとばる」と訓

③凡學之道、嚴師爲難、 に道、尊ばる。道尊ばれて然る後、民、學を敬ふを知る)「學記」 (凡そ學の道は、 師を嚴まふを難しと爲す。師、 師嚴然後道尊、道尊然後民知敬學 嚴まはれて然る後

いが、②と同じように「うやまふ」とした。 「嚴」は「たっとぶ」でも訓讀としては一應成立するかも知れな

④疏衰皆居堊室不廬、 廬、 嚴者也

〈硫衰には皆堊室に居りて廬せず。廬は、嚴むものなり〉 「雜記下」 鄭注に「言廬哀敬之處、 非有其實則不居」とする。 **廬は哀敬する** 

處ということであるから「つつしむ處」と訓んだ。

⑤夫婦別、父子親、 (夫婦別あり、父子親あり、 君臣嚴、三者正、 君臣嚴みあり、三者正しきときは、 則庶物從之矣

則

⑨是月也、

げて裁斷してはならないということを言っているのである。

君臣閒では君主が「嚴しくあるべき」と捉えるよりも、臣下が「つ

ち庶物之に從ふ)「哀公問

⑥十目所視、 つしみの心で」仕えるべき閒柄と捉える方が良いのではあるまい 十手所指、其嚴乎

(十目の視る所、十手の指す所、 其れ嚴め)「大學

と述べていると捉えていいのではないか。 ることや、 「嚴乎」の鄭注に「言可畏敬也。」とあるので、多くの人の目で見 多くの人の指摘することは、「つつしんで」受け止めよ

【嚴】 Ⅱ = 巖正にする

⑧乃命有司、申嚴百刑、斬殺必當、 ⑦戮有罪、嚴斷刑 味であって「嚴しくする」の意味ではない。 があるということである。この場合の「嚴」は「嚴正にする」の意 ばならない。簡單に處刑してしまうのではなく、 罪を犯した者を処刑するか否かの裁判 (罪有るを戮するときは、斷刑を嚴しくせよ)「月令」 毋或枉橈 〔斷刑〕 は嚴正にしなけれ 次の例も同じである。 愼重を期する必要

慎重かつ正しく判決しなければならないということ、決して法を曲 判決を下すの意である。斬刑や殺刑のような重刑は特に法に則って 或ること母らしむ。)「月令」 (乃ち有司に命じて、 この場合の「嚴」も「嚴しく」罰するの意味ではなく、「嚴正に\_ 申ねて百刑を嚴しくし、 斬殺必ず當り、 枉橈

じように裁判や法令に關することは 嚴 を 申嚴號令(是の月や、申ねて號令を嚴しくす)「月令」 「嚴しい」 の意味と取れなくもないが、 「嚴正にせよ」という一貫した ⑦8の場合と同

主張と見ておいた方がいいだろう。

#### 【威嚴】おごそか

⑩蒞官行法、非禮威嚴不行

そか」の意となる。
「威」自體がおごそかの意。したがって同義の二字熟語で「おご「威」自體がおごそかの意。したがって同義の二字熟語で「おご(官に蒞み法を行ふときは、禮に非ざれば威嚴行はれず)「曲禮上」

### 【嚴威】嚴肅と威嚴

がある。 莊敬なり。莊敬なれば則ち嚴威あり)「樂記」。「祭義」にも同じ文⑪致禮以治躬則莊敬、莊敬則嚴威(禮を致して以て躬を治むれば則ち

ある。 ある。 「嚴威」という熟語は嚴肅と威嚴とが合わさった言葉だというこ ある。

所以に非ざるなり。成人の道なり。)「祭義」⑫嚴威儼恪、非所以事親也、成人之道也(嚴威・儼恪は、親に事ふる⑫嚴威儼恪、非所以事親也、成人之道也(嚴威・儼恪は、親に事ふる

いのだということを説いている。るのは子どものあるべき態度ではない。大人になってそうすれば良文意は、威嚴があり、嚴格〔おごそか〕な態度でもって親に仕え

Ⅵ【孝經】 つつしむ、敬う、嚴しい。

立命館白川靜記念東洋文字文化研究所紀要 第十四號

①是以其教不肅而成、其政不嚴而治。(是を以て、其の教、肅ならず

であるのかも知れない。「聖治章」にも同じ文が見える。 の意味合いから、「嚴しい」のニュアンスが出てくる時代に入りつたのかと思われる。この文例では「嚴しい」という意味合いがあるたのがと思われる。この文例では「嚴しい」という意味合いがあるには「庸」といい、政治の場合には「嚴しい」という意味があり、「庸」にも「つつしむ」「おごそか」「きびしい」という意味があり、「庸」にも「つつしむ」「おごそか」「きびしい」という意味があり、「中国では、「おいった。」という意味があり、「中国では、「おいった。」にも同じ文が見える。

②孝莫大於嚴父、嚴父莫大於配天 (孝、父を嚴ぶより大なるはなし。

「嚴」を「たっとぶ」と訓んだが、『孟子』の用例①と同じように、

に親、之を膝下に生ぜしむ。以て其の父母を養ひ、日嚴ぶ。聖人、③故親生之膝下、以養其父母日嚴。聖人因嚴以教敬、因親以教愛。(故相手を「つつしみの心」で見ていることでもある。

嚴に因りて以て敬を教へ、親に因りて以て愛を教ふ)「聖治章」

ういうことなのかを教えるのである。 に親しむ心〔親愛の情〕」は兩親〔膝下〕に生まれる。親愛の情で とるのであり、また親愛の情で接することによって、愛するとはど く母の世話をし、日々つつしみの心を新たにするのである。聖人と いわれる人は、「つつしむ心」とは何かを生き方や態度でもって教 いるのであり、また親愛の情で」とは何かを生き方や態度でもって教 いるのである。聖人と

④孝子之事親也、居則致其敬、養則致其樂、病則致其憂、喪則致其哀、

祭則致其嚴、五者備矣、然後能事親。

親に事ふ。)「紀孝行章」を致し、祭には則ち其の嚴しみを致す。五者備はりて、然る後能くを致し、祭には則ち其の嚴しみを致す。五者備はりて、然る後能く樂しきを致し、病めば則ち其の憂ひを致し、喪には則ち其の哀しみ(孝子の親に事ふるや、居れば則ち其の敬を致し、養へば則ち其の

るということなので「嚴」は「つつしみの氣持」である。親の葬儀の時には、親に對する「つつしみの氣持」を最大限にす

# ■ 【左傳】二例 「きびしくする」あるいは「嚴正にする」

### ①使民不嚴、異於他日

②制爲祿位、 其の從ふを勸め、嚴しく刑罰を斷じて、 と訓んだ 判斷する時に る『天命』と『大命』」 が子産に送った手紙の一 と②のニュアンスに近くなるとも言え、なかなか微妙な用法である。 るので、杓子定規にしないということになるであろうか。 (民を使ふに嚴しからず。他日に異なり)襄公二十五年 これは鄭で 嚴 は嚴しくするの意。ここでは打ち消しの形で用いられてい 以勸其從、 「嚴正に」するという文脈での 「成文法」をめぐる大議論が卷き起こった時に、 嚴斷刑罰、 をご参照願うとして、 節である。 以威其淫 詳しくは拙論「春秋時代におけ 以て其の淫を威す)昭公六年 (祿位を制爲して、 「嚴」なので「嚴しく」 この文では、 そうする 刑罰を 以て 叔向

(でする」の意と捉えたが、「嚴」という語のもつ微妙なニュアンスのの「嚴」をいわゆる「嚴しくする」の意、②の「嚴」を「嚴正

の差異が感じられる例として興味深い。

というニュアンスを帶び始めるということである。前掲の拙論では、 社會意識の變化が投影しているのではあるまいか。 において用いられてきた「嚴」という語の用法の變化に、 崩れつつあったことを物語る出來事と言ってもよい。 力に依據して共同體の秩序を保ってきた、 を象徴する出來事が成文法事件だとしたのである。 體たらしめている精神的な紐帶そのものが、 られはじめたという趣旨のことを書いた。 春秋時代後期になると、 いかといった場合に「嚴」が用いられると、「嚴しく」とか 一禮記 のⅡの用例⑦~⑨もそうだったが、 法的なものに對する人々の意識の變化が見 それまでの共同體を共同 古代宗教的な社會秩序が 崩壊しつつあったこと 法令を守るか守らな それは、 神々との關係 そうした 「嚴正に 神々の

よって、 で片付けてきた語義を、 の讀み方もかなり變わってくる。 て人々をつつしみ深く謙虚な氣持に導く語だと言ってもいいだろう。 禮の場で用いられる語であったことである。 味とは大きくかけ離れた語であること、そして本來は古代宗教的な儀 析の過程で分かったのは、 嚴」本來の意味をこのように捉えられたことによって、 古代語としての特徴を具えた初期の 語本來の姿に近づくことが可能になるのである。 その語が發せられた言語場に立ち返ることに 後世の 「嚴しい」とか「嚴格」という豫斷 「嚴しい」とか「嚴格」とかいう意 嚴 の用例を見てきたが、 嚴 は神々の前にあっ 儒家の文獻 分

進んで言えば、「古代語」には、文字が生まれる前の無文字社會にお る。 付いたわけではない。金文を讀解する際に、文字に託された「雅語 ことが大きかった。だがそこから直ぐに「古代語」という概念を思 ちによって教えられたことである。とりわけ、無文字社會にも 指している。 ける口頭言語の意味世界が残っているということでもある。本稿で「古 頭言語の世界ならではの特徴をもっていることである。言い換えれば、 のである。次第に氣付くようになったのは、文字が示す所の語義が口 できるだけ具體的な場に則した理解の仕方になるよう努めることにな れていった概念である。 なる口頭言語を想定しながら文の理解に努める過程で、徐々に形成さ があるということが世界に普遍的に見られる現象であることを知った になったのは、 じるようになったのは昨日今日のことではない。最も大きなきっかけ か、言語場の共有という言い方で表わすようになったが、さらに一歩 いということ。それを暫定的に、 「意味を持った文字」を使っていきなり文字で書き付ける世界では 金文の讀解を通じて「古代語」という概念を持つことの必要性を感 本稿で扱ったいくつかの語の理解の仕方もそうした過程で得たも の言語場における意味構造という言い方をしたのはこのことを 文語的な口頭言語である「雅語」の存在を言語學者た そこでは當然、文字に託された言葉の意味も 言葉の直接性とか、言葉の臨場感と 雅語

い回からは古代語の文字表現の具體的な現象について、 問題別 に考

立命館白川靜記念東洋文字文化研究所紀要

第十四

樣態、 今は暫定的な諸問題として記すにとどめる。 題が湧いてくる可能性もあり、そうなることが樂しみでもあるので といった問題を念頭に置いているが、 察していく豫定である。 限定符の種々相、 現時點での暫定的な構想では、 發語詞や置き字と呼ばれるもの 書き進める過程でまた新たな問 の正體、 用字の様々な 等々

#### Œ

- (1) 河野六郎·西田龍雄『古文贔屓』(三省堂 一九九五年)
- (2)小島祐馬「中國文字の訓詁に於ける矛盾の統一」(『朝永博士還曆記念 哲學論文集』一九四一年。後に『古代中國研究』平凡社東洋文庫に收録、 一九八八年
- (3)「訓詁に於ける思惟の形式について」(「立命館文學」六四號、一九四八年。 後に『白川靜著作集』第一卷に收録、一九九九年)
- (4)私が比較的熱心に讀んだのは、時枝誠記『國語學原論』(岩波書店)、 談社)、同『認識と言語の理論』第一部~第三部(勁草書房)、吉本隆明『言 語にとって美とは何か』Ⅰ・Ⅱ(勁草書房)である。 『國語學原論續篇』(岩波書店)。三浦つとむ『日本語はどういう言語か』(講4)私が比較的熱心に讀んだのは、時枝誠記『國語學原論』(岩波書店)、同
- (5)マリノウスキー「原始言語における意味の問題」(オグデン&リチャー ズ共著『意味の意味』(新泉社 一九六七年) 所收)
- (6) 拙論『殷周革命論』は、「立命館白川靜記念東洋文字文化研究所紀要 第七號~第一三號。二〇一三~二〇二〇年)
- (7)白川靜「釋史」(『甲骨金文學論叢初集』所收、一九五五年。後に『白 .靜著作集』別卷『甲骨金文學論叢』全三卷「上」所收、二〇〇八年)
- (8)拙論「册令(命)形式金文の歷史的意味——殷周革命論ノート(四)」 は「立命館白川靜記念東洋文字文化研究所紀要」第一一號、二〇一八年)
- (10)拙論「西周前期の王姜の役割―― (9)『甲骨文の誕生 原論』(人文書院 二○一五年)

―殷周革命論ノート(二)」

は

- 白川靜記念東洋文字文化研究所紀要」第八號、二〇一四年 諸橋轍次『大漢和辭典』(大修館書店)
- 白川靜『字統』(平凡社 一九八四年
- 13) 拙論「春秋時代における『天命』と『大命』」 ()學 林」第四 九